

# 資 料



# 令和4年6月定例会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
6. 10	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑（議案第13号） 議案委員会付託（議案第13号）	議会運営委員会 9:30	
			常 任 委 員 会		
11	土	休 会	( 閉 庁 日 )		
12	日				
13	月				一般質問通告締切 12:00
14	火				( 議 案 調 査 )
15	水	本会議	一 般 質 問 常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決（議案第13号）	議会運営委員会 9:30	
16	木		一 般 質 問	請願締切 16:00	
17	金				
18	土	休 会	( 閉 庁 日 )		
19	日				
20	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
21	火	本会議	一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決（人事案件） 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
22	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
23	木				
24	金			特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
25	土			( 閉 庁 日 )	
26	日				
27	月			( 議 事 整 理 )	
28	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 訴えの提起について
- 議案第12号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第13号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

## 一般質問時間割

### 6月15日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	日本共産党	前屋敷恵美	10:00~11:00	
2	自由民主党	坂口 博美	11:00~12:00	休憩
3	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	

### 6月16日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
4	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
5	郷中の会	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
6	自由民主党	日高 博之	13:00~14:00	
7	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00~15:00	

### 6月17日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8	自由民主党	山下 寿	10:00~11:00	
9	自由民主党	瀧砂 守	11:00~12:00	休憩
10	公明党	坂本 康郎	13:00~14:00	

### 6月20日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	公明党	河野 哲也	10:00~11:00	
12	自由民主党	武田 浩一	11:00~12:00	休憩
13	自由民主党	佐藤 雅洋	13:00~14:00	

### 6月21日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
14	県民連合宮崎	山内佳菜子	10:00~11:00	
15	県民連合宮崎	太田 清海	11:00~12:00	休憩
16	自由民主党	安田 厚生	13:00~14:00	

## 議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第13号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決	可決	可決	可決	可決

## 議案・請願 委員会審査結果表

### [議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文 警察 企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第9号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第10号	工事請負契約の変更について			可決		
第11号	訴えの提起について			可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

### [請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

# 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため



# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	6月28日・可 決
〃 第2号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	訴えの提起について	〃
〃 第12号	公安委員会委員の任命の同意について	6月21日・同 意
〃 第13号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	6月15日・可 決
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月28日・承 認
議員発議案 第1号	若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書	6月28日・可 決
〃 第2号	農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の拡充に関する意見書	〃
〃 第3号	水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	〃
〃 第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第5号	地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書	〃
〃 第6号	環境教育の推進及び学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書	〃



議 員 發 議 案 等



## 議員発議案第1号

### 若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書

近年、人口減少・少子高齢化が進行する中、ものづくり産業においても、熟練技能者の減少や高齢化、若年者の技能離れなど、担い手不足が喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成29年度から技能検定実技試験受検手数料の減免措置を講じ、これにより若年者が受検しやすい環境が整備され、ものづくり産業を支える人材の確保・育成に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険財政が悪化し、これを財源とする当該減免措置の対象者も令和4年度より、35歳未満の全ての受検者から25歳未満の雇用保険被保険者へと大幅に縮減されている。

これに伴い、当該減免措置の対象から外れた高校生等の学生は、9千円もの受検手数料の負担増を強いられ、技能士の第一歩となる受検を躊躇する事態が大いに懸念される。

よって、国においては、若年者の受検意欲の喚起、ひいては、ものづくり産業における人材の円滑な確保・育成を図るため、技能検定実技試験受検手数料の減免対象者を令和3年度以前の水準に早急に戻すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 殿

## 議員発議案第2号

### 農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策 の拡充に関する意見書

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響に伴う燃油価格等の高騰により、本県の農畜水産業にも大きな影響が生じている。

農業産出額が全国第6位、海面漁業生産額が全国第14位を誇る本県においては、農業の中核をなす施設園芸の燃油や畜産の飼料をはじめ、肥料、資材、農業用ハウス、漁船など、農畜水産分野における生産コストの増大が、経営に大きな影響を及ぼしている。

当面、このような状況の改善が見通せない中、我が国の食料供給基地である本県農畜水産業の経営体質の強化を図らなければ、生産基盤が崩壊し、食料安全保障への影響も懸念されることから、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 燃油及び飼料に係るセーフティネットについて、関係予算の十分な確保、価格が高止まりした場合にも補填を受けられるための基準価格や発動要件などの制度の見直し及び水産分野での急騰対策補填金単価の上限の廃止を行うこと。
- 2 肥料等の農業資材及び漁具等の漁業資材の価格高騰時の農漁家負担軽減につながる制度を創設すること。
- 3 生産基盤の強化に向け、化石燃料等の海外資源への依存軽減及び生産・流通コストの削減につながる施設・機械等の導入支援を拡充すること。
- 4 国産農畜水産物の需要の回復・拡大に係る予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	金子原二郎	殿
経産大臣	萩生田光一	殿
内閣官房長官	松野博一	殿



我が国における米の消費量は、食生活の多様化や少子高齢化の進行により、年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み米価が下落する状況となっている。

このような中、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいては、畦畔や用水路がないなど、水張りができない農地は交付対象水田から除外するルールの再徹底や、現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水稲作付けが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針が示された。

今回の見直しにより、生産現場からは、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となることから、耕作放棄地の増加につながる等の危惧する声が上がっている。

さらに、本県の水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、耕畜連携による飼料生産や中山間地域の農地保全を損なう恐れがあるなど、様々な影響が懸念される。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと。
- 2 今回の見直しにより、今後5年間で将来的な産地形成の検討を進めていくことになることから、その中で明らかになった様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うとともに、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援を行うこと。
- 3 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、速やかに新たな支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
農林水産大臣	金子原二郎殿
内閣官房長官	松野博一殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方自治体は、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化、地域交通の維持・確保、脱炭素化を目指す環境対策、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害対応など、多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実的に公的サービスを担う人材は不足し疲弊する職場実態に、地方自治体への新規就職希望者が減少するなど、その確保も難しい状況となりつつある。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務であるが、次年度以降も、増大する行政需要に対応し得る地方財源を十分に確保できるのか大きな不安がある。

よって、国においては、次年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたって、新たな行政需要も把握しつつ、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う職員の配置を可能とする地方一般財源総額の確保を図ること。また、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けた財源確保を図ること。
- 2 とりわけ、急増する社会保障ニーズは地方財政を圧迫していることから、社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取組を支える十分な財源を確保すること。
- 3 デジタル・ガバメント化におけるシステム標準化については、自治体の実情を踏まえて一定の期間を設定することとし、柔軟な対応を行うこと。また、大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用等対応すること。
- 4 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じるとともに、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	金子恭之	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

## 議員発議案第5号

### 地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書

政府は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決定され、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上した。

国では、令和4年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で財政状況も厳しく、デジタル人材の不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化に慣れていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

#### 記

- 1 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
総	務	大	臣	大	金	子	恭	之	殿
財	務	大	臣	大	鈴	木	俊	一	殿
デ	ジ	タ	ル	大	牧	島	かれん	殿	

## 議員発議案第6号

### 環境教育の推進及び学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務である。

特に、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等が「環境を考慮した学校（エコスクール）」として整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定し、補助事業の優先採択などの支援を行っているが、令和4年度からは、文部科学省が「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready（エネルギー消費量50%以上削減）を達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援を強化したところである。

また、文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた事例のほか、太陽光発電や壁面緑化、木質化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育のさらなる推進を行うため、以下の事項について実施することを強く要望する。

#### 記

- 1 学校施設に関するZEB（年間のエネルギー収支をゼロ）化の新たな技術の開発を行うとともに、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業を行う学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
- 2 カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	臣	岸	田	文	雄	殿
財	務	務	大	臣	鈴	木	俊	一	殿
文	部	科	学	臣	末	松	信	介	殿
農	林	水	産	臣	金	子	原	二	殿
国	土	交	通	臣	齊	藤	鉄	夫	殿
環	境	大	大	臣	山	口		壯	殿

# 議 員 派 遣

令和4年6月28日

次のとおり、議員を派遣する。

## 1 令和4年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 沖縄県那覇市
- (3) 期 間 令和4年8月4日（木）から  
令和4年8月5日（金）まで
- (4) 派遣議員 蓬原 正三      山下 博三      日高 陽一      武田 浩一  
窪菌 辰也      日高 利夫      満行 潤一      来住 一人  
井上紀代子      関師 博規



# 請 願 一 覽 表







継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)          新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2&gt;          小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。          (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。</li> </ul> <p>(理由)          はじめに、請願項目①～④について説明します。          宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とする、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書をみると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一





# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月10日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（安田厚生議員、坂本康郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第13号、報告第1号上程 知事提案理由説明 議案第13号委員会付託 常任委員会
6月11日	土	休 会	(閉庁日)
6月12日	日		
6月13日	月		
6月14日	火		
6月15日	水	本 会 議	一般質問（前屋敷恵美議員、坂口博美議員、井上紀代子議員） 常任委員長審査結果報告（議案第13号） 採決（議案第13号）（可決）
6月16日	木	本 会 議	一般質問（山下博三議員、有岡浩一 議員、日高博之議員、 田口雄二議員）
6月17日	金		一般質問（山下 寿議員、濱砂 守議員、坂本康郎議員）
6月18日	土		休 会
6月19日	日		
6月20日	月	本 会 議	一般質問（河野哲也議員、武田浩一議員、佐藤雅洋議員）
6月21日	火		一般質問（山内佳菜子議員、太田清海議員、安田厚生議員） 採決（議案第12号）（同意） 議案委員会付託
6月22日	水	休 会	常任委員会
6月23日	木		
6月24日	金		特別委員会
6月25日	土		(閉庁日)
6月26日	日		
6月27日	月		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月28日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号、第6号、第7号に反対）（来住一人議員） 採決（議案第2号～第5号、第8号～第11号、報告第1号） （可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長      右 松 隆 央

宮 崎 県 議 会 議 員      安 田 厚 生

宮 崎 県 議 会 議 員      坂 本 康 郎



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員